

**第6回 「企業開示制度の国際動向等に関する研究会」
議事次第**

1. 開催日時 平成 26 年3月 13 日(木)午前 8 時～10 時
2. 開催場所 経済産業省本館 17 階東4 第5共用会議室
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

3. 議事次第

- (1)開会・座長挨拶(5分)
- (2)事務局による資料説明(15分)
- (3)自由討議

- 研究会全体を振り返って
- 今後の検討課題等

<配布資料>

- 資料1:「企業開示制度の国際動向等に関する研究会」委員及びオブザーバー名簿
- 資料2:「企業開示制度の国際動向等に関する研究会」出席者名簿
(平成 26 年3月 13 日)
- 資料3:海外の開示制度(追加情報)
 - 参考資料 3-1:シンセン業績予想様式(円谷委員より提供)
 - 参考資料 3-2:ドイツにおける非財務情報の監査手続き
- 資料4:開示をめぐる動向
 - 参考資料 4-1:FASB 概念フレームワーク公開草案

以上

「企業開示制度の国際動向等に関する研究会」
委員及びオブザーバー名簿

(敬称略、順不同)

座長:	弥永 真生 (やなが まさお)	筑波大学ビジネスサイエンス系教授
委員:	五十嵐 邦正 (いがらし くにまさ)	日本大学商学部教授
委員:	青木 浩子 (あおき ひろこ)	千葉大学大学院専門法務研究科教授
委員:	藤田 晶子 (ふじた あきこ)	明治学院大学経済学部国際経営学科教授
委員:	円谷 昭一 (つむらや しょういち)	一橋大学大学院商学研究科准教授
委員:	熊谷 五郎 (くまがい ごろう)	みずほ証券株式会社 企画グループ経営調査部上級研究員
委員:	野村 嘉浩 (のむら よしひろ)	野村證券株式会社 金融経済研究所 経済調査部 シニアストラテジスト
委員:	吉井 一洋 (よしい かずひろ)	株式会社大和総研 金融調査部 制度調査担当部長
委員:	本澤 豊 (ほんざわ ゆたか)	ソニー株式会社 総合管理部門副部門長
委員:	篠岡 尚久 (しのおか なおひさ)	カゴメ株式会社 経営企画本部 財務経理部長
委員:	高畑 修一 (たかはた しゅういち)	三菱重工業株式会社 経理総括部 主席部員
オブザーバー:	安井 良太 (やすい りょうた)	株式会社東京証券取引所上場部長
オブザーバー:	井上 隆 (いのうえ たかし)	一般社団法人日本経済団体連合会 経済基盤本部 副本部長
オブザーバー:	藤原 幸則 (ふじはら ゆきのり)	公益社団法人関西経済連合会 理事
オブザーバー:	坂本 三郎 (さかもと さぶろう)	法務省民事局参事官
オブザーバー:	油布 志行 (ゆふ もとゆき)	金融庁総務企画局企業開示課長

「企業開示制度の国際動向等に関する研究会」

出席者名簿

(開催:平成 26 年3月 13 日)

(敬称略、順不同)

座長:	弥永 真生 (やなが まさお)	筑波大学ビジネスサイエンス系教授
委員:	五十嵐 邦正 (いがらし くにまさ)	日本大学商学部教授
委員:	熊谷 五郎 (くまがい ごろう)	みずほ証券株式会社 企画グループ経営調査部上級研究員
委員:	吉井 一洋 (よしい かずひろ)	株式会社大和総研 金融調査部 制度調査担当部長
委員:	野村 嘉浩 (のむら よしひろ)	野村証券株式会社 金融経済研究所 経済調査部 シニアストラテジスト
委員:	高畑 修一 (たかはた しゅういち)	三菱重工業株式会社 経理総括部 主席部員
委員:	篠岡 尚久 (しのおか なおひさ)	カゴメ株式会社 経営企画本部 財務経理部長
委員(代理):	伊藤 吉博 (いとう よしひろ)	ソニー株式会社 総合管理部門連結会計部 決算グループ統括課長
オブザーバー:	油布 志行 (ゆふ もとゆき)	金融庁総務企画局企業開示課長
オブザーバー:	安井 良太 (やすい りょうた)	株式会社東京証券取引所 上場部長
オブザーバー:	浅野 岳紀 (あさの たけのり)	一般社団法人日本経済団体連合会 経済基盤本部
オブザーバー:	藤原 幸則 (ふじはら ゆきのり)	公益社団法人関西経済連合会 理事
オブザーバー:	辰巳 郁 (たつみ かおる)	法務省民事局参事官室 局付

海外の開示制度(追加情報)

1. 背景

企業開示制度の国際動向等に関する研究会では、第1回から第4回にかけて主に米国、英国、フランス、ドイツの制度について検討したが、その過程で、他の国の開示制度や取引所規則等についても参考とすべきという意見を受けた。そこで、主要4か国以外の諸外国の開示制度について、主に証券市場の規模に基づき、スイス及びシンセン(中国)について調査した。

なお、2013年8月時点の世界各地の証券取引所の規模は以下の通りとなる。

<2013年1月～8月の取引高金額別順位>

	取引所	金額 百万米ドル		取引所	金額 百万米ドル
1	NYSE Euronext (米国)	9,087,398	6	ロンドン SE グループ	1,478,656
2	NASDAQ OMX	6,262,767	7	NYSE Euronext (ヨーロッパ)	1,100,314
3	日本取引所グループ	4,410,135	8	TMX グループ	955,654
4	シンセン(SZSE)	2,458,179	9	韓国取引所	890,033
5	上海証券取引所	2,356,414	10	ドイツ BÖRSE	885,550

<2013年8月末の時価総額別順位>

	取引所	金額 百万米ドル		取引所	金額 百万米ドル
1	NYSE Euronext (米国)	15,913,258	6	香港取引所	2,803,262
2	NASDAQ OMX	5,281,626	7	上海証券取引所	2,425,764
3	日本取引所グループ	4,126,358	8	TMX グループ	1,978,085
4	ロンドン SE グループ	3,862,590	9	ドイツ BÖRSE	1,592,506
5	NYSE Euronext (ヨーロッパ)	3,119,920	10	SIX スイス取引所	1,378,281

(出所: World Federation of Exchanges)

2. スイスの開示制度の概要

スイスにおいては、連邦債務法典に会社の計算に関する規定があり、1991年改正により株式会社が作成する年度報告書の様式の改善、注記の拡充等が図られた。「債務法典に含まれる会計に関するルールは、相当程度、簡略で、かなり自由主義的なものであった」といわれており、その背景には、「第1に、小規模な株式会社や資産管理会社が多いにも関わらず、株式会社に関するスイス法が同等性を堅持してきたこと」、「第2に、スイスの大部分の会社は財閥や銀行によって支配されてきたため、会計情報の公開を通じた規律を働かせる必要性が認識されてこなかったという事実」があるとされている¹。正式な公表はされていないが、スイス政府は、IASBが発行したIFRS、中小企業向け国際財務報告基準(IFRS for SMEs)、米国基準、IPSAS基準、スイス基準FERを債務法典に従った会計フレームワークであるとしている²。

スイスの会計基準は3層からなる。

- ① 非上場会社→債務法典の規定に従う
- ② もっぱらスイス国内の金融市場で活動を行う上場会社→スイス会計基準審議会の専門的勧告に従って計算書類を作成する
- ③ 国際的金融市場を利用する上場会社→EC指令、国際会計基準に従う

スイスの証券取引所(SIX Exchange)に上場する企業が連結財務諸表の作成において使用できる会計基準は、スイスの財務報告指令(DFR: Directive Financial Reporting)の付録1から抜粋すると以下の通りとなる。実際に適用している企業数の情報は、IFRS財団の「世界のIFRS適用状況—法域別プロフィール<スイス>」より抜粋した。上場会社も個別財務諸表については、債務法典に従って作成しなければならない。連結子会社のない公開会社は、個別財務諸表を債務法典に加えて、IFRS、米国基準又はスイス基準(FER)のいずれかに従って作成しなければならない。

<スイス国内企業>

SIX Swiss Exchange 2013年10月時点 連結財務諸表の会計基準	IFRS	US GAAP	Bank Law	Swiss GAAP FER
持分証券発行体:				
メイン・スタンダード 165社	X 138	X 27		

¹ 弥永真生(2013)『会計基準と法』中央経済社。

² IFRS Foundation, *IFRS Application around the World, Jurisdictional Profile: Switzerland* (1 October 2013)

投資会社スタンダード 17社	X 17	X 0		
不動産会社スタンダード 12社	X 9			X 3
国内(domestic)スタンダード 72社	X 5	X 0	20	X 47
負債証券のみの発行体	X	X		X

<外国企業>

上記 IASB が公表する IFRS、USGAAP、スイス基準(FER)に加えて、外国企業は EU が適用する IFRS 又は日本基準の使用が認められる。外国企業の内、負債証券のみを発行している企業が一定の条件を満たす場合には、その他の会計基準を適用することができる。その条件とは、発行通貨に関わらず当該負債証券が EU 規制市場で取引が認められている場合、又は、発行体の母国の規制当局によって適用することが認められている会計基準を適用する場合で、当該基準と IFRS 又は USGAAP との差異の詳細説明が目論見書及び年次報告書又はこれらの附属文書に記載されていること、である。

<スイス取引所(SIX Exchange)規則>

- 発行体(持分証券&負債証券)は、年次報告書を監査報告書とともに年度末から 4 か月以内に公表しなければならない。持分証券の発行体は、期中財務報告を上期末から 3 か月以内に公表しなければならない。四半期財務諸表の公表は任意だが、四半期財務諸表を公表する場合は、当該四半期財務諸表を半期財務諸表と同一の原則に従って作成しなければならない。半期又は四半期財務諸表について、監査又はレビューを受ける必要はない。(スイス取引所上場規則(LR)より)使用言語は、ドイツ語、フランス語、イタリア語又は英語。
- 継続開示要件に加えて、潜在的に株価に影響を与えうる事実をすみやかに開示する義務がある(obligation to disclose potentially price-sensitive facts)(LR Art. 53)。但し、発行体が計画または意思決定する事実であり、情報公開によって発行体の法的利益を侵害する可能性がある場合は、当該事実の公表を遅らせることができる(LR Art.54)。

<スイス企業の IR カレンダー一例> Givoudan SA(12月決算)

年月日	イベント	摘要
2013年2月5日	Full-year results 2012	

3月21日	定時株主総会	
4月16日	3か月売上高	
7月22日	Half-year results	
10月10日	9か月売上高	
2014年1月30日	Full-year results 2013	監査報告書日付(2014年1月28日)、連結IFRS、個別はスイス債務法典、2期併記。全152ページ。

Givaudan 社は、2013年度の売上高が4,369百万スイスフラン規模の香料等の製造販売会社。

3. シンセン証券取引所(SZSE)の規定

SZSEは、1990年に設立された中国証券監督管理委員会(CSRC)の監督下にある取引所であり、2004年5月にはSMEボードが、また、2009年10月にはChiNext市場が開設され、メイン・ボードと合わせて3層の株式市場から成り立つ。

なお、中国(香港、マカオ、台湾を除く)では、2006年2月に公表された企業会計基準(ASBEs)がほぼIFRSにコンバートした会計基準として認知されており、すべての国内上場企業は、ASBEsに従って財務諸表を作成することが要求されている。現時点では、外国企業の証券が中国(香港、マカオ、台湾を除く)の証券取引所で取引されていないため外国企業の会計基準に関する規定はない。

SZSEの規則(Listing Rule Chapter VI)によると、継続開示として以下の情報を適時に開示することが要求されている。

	公表期日	摘要
年次報告書	4か月以内	1. 監査必要
半期報告書	2か月以内	1. 一定の状況下では監査不要 2. 期首から翌報告期間末の期間について純損失となる見込み又は著しい(年間ベースで50%超)実績の相違が予想される場合は Preliminary Results(業績予想)を開示する(Chapter VI, 6.4)(注)
四半期報告書 (第1四半期及び	1か月以内	1. 原則監査不要。 2. 半期報告書と同じ。Preliminary

第 3 四半期)		Results (業績予想)を開示する場合は取締役会が発表しなければならない。(6.5)(注)
----------	--	---

(注)業績予想の具体的な開示内容については、参考資料3-1(円谷委員よりご提供)を参照。

第 1 四半期の財務報告書は、前年度の年次報告の開示よりも早く開示してはならないとされている(Listing Rule Chapter VI, 6.1)。また、開示する財務諸表の様式及び内容については、CSRC の規定³により詳細が定められている。年次報告書、半期報告書及び四半期報告書の全文は、企業のウェブサイト上で公表しなければならない。さらに年次報告書、半期報告書及び四半期報告書の要約を新聞紙上で公表しなければならない。

上記、継続開示規定に加えて、適時開示を検討すべき取引として、例えば直近監査済み総資産の 10%を超える資産の取得又は除売却等が挙げられている(Listing Rule Chapter IX)。

なお、シンセン証券取引所に上場している企業の開示情報の言語は中国語であり、英語で情報開示している企業は見当たらなかった。

研究会にてご意見をいただきたいこと:

1. 当研究会の調査範囲は、米国、英国、フランス、ドイツの4か国を対象を限定して実施したが、今後、開示制度を検討する際にさらに調査対象範囲を拡大する必要があるか。もし、ある場合は、どのような国・地域を対象とするべきか(その理由は何か)。

以上

³ *Guidelines on the Content and Format of Information Disclosure by Public Companies, (No. 2): Content and Format for Annual Report, the Guidelines on the Content and Format of Information Disclosure by Public Companies, (No. 3): Content and Format for Half-year Report, and the Guidelines on the Content and Format of Information Disclosure by Public Companies, (No. 13): Content and Format for Quarterly Report.*

開示をめぐる動向

1. 背景

今回の調査からは、開示に関するプロジェクトが世界各地で進行中であることが明らかとなっている。これらのプロジェクトの動向を適時に正確に把握し、必要に応じて日本からも情報提供等を行うことによって、国際的な開示の議論に積極的に参加し、あるべき開示制度の検討をさらに促進することが考えられるため、以下に、今後継続的にフォローすべき現在の動向の項目を列挙する。

2. 財務諸表の注記に関する動き

(1) FASB の開示フレームワーク・プロジェクト(参考資料 4-1)

2014年3月4日付で米国財務会計基準審議会(FASB)は、公開草案「財務報告の概念フレームワーク:第8章 財務諸表の注記」(コメント期日は2014年7月14日)を公表した。これは、FASBの開示フレームワーク・プロジェクトにおける①会計基準設定主体としてのFASBの意思決定プロセス、及び②企業の(entity's)意思決定プロセス、に分けて検討する中で、①に関する提案を取りまとめたものであり、FASBが会計基準を設定する際の「何を財務諸表の注記で開示すべきか」についての判断プロセスを示している。

もう一つの開示フレームワーク・プロジェクトの要素である「企業の意思決定プロセス」については、2012年7月に公表した「意見募集」に対するコメント分析及び別途実施されたフィールド・テストの結果を踏まえた議論が今後開始する予定である。

(2) IASB の開示イニシアチブ

国際会計基準審議会(IASB)では、開示イニシアチブが進行中である。

短期的プロジェクトとしては、IAS第1号「財務諸表の表示」を改訂する公開草案がまもなく公表予定となっている。また、「重要性」の判断に関する教育文書の公表も検討されている。

中期的リサーチ・プロジェクトとしては、IAS第1号、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」及びIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」を置き換える、表示と開示に関する単一の会計基準(=開示フレームワーク)の開発の可能性を調査することが計画されている。このプロジェクトでは、過去に実施した財務諸表の表示(FSP)プロジェクトの見直しも合わせて実施する。

さらに、IASB は、既存の会計基準における開示要求事項の不整合、重複等を見直す調査を行う計画である。

3. その他の開示をめぐる動き

(1) SEC レギュレーション S-K の見直し

米国証券取引委員会 (SEC) は、ジョブズ法に基づき、2013 年 12 月に新興成長会社 (EGC) に対する非財務情報開示規定の緩和の可能性を検討するために SEC レギュレーション S-K 規定を分析したスタッフ・ペーパーを公表した。この中で、対象を EGC のみならず公開会社全般に拡大する可能性、及び、財務情報の開示を規定した SEC レギュレーション S-X に検討対象を拡大する可能性が言及されている。

また、SEC が 2014 年 2 月に公表した「戦略計画」草案¹では、開示の品質と有用性改善が優先項目として挙げられており、SEC 委員長も各スピーチ²において、「開示リフォーム」という用語で取組みに対する意図を説明している。

(2) EU 会計指令改正案の動向

EU では、2014 年 4 月 16 日付で第 4 号及び第 7 号会計指令を改正し、大規模会社に対して社会・環境的事項の開示を拡充し透明性を強化する提案が提出されている。

(3) 英国の戦略報告書、ドイツの連結状況報告書 (GAS 20) の適用

2013 年 10 月から適用されている英国の戦略報告書、及びドイツの新連結状況報告書の開示規定 (GAS 20) は、いずれも早期適用を選択した企業を除き、2013 年 12 月期の年次報告書が適用後初めて公表される情報となる。各社がどのように新規定を適用した開示を行っているのか、また、利用者がどのように新しい開示を受け止めているのか、引き続き注視する必要がある。

4. 開示情報に係るアシュアランスに関する動き

米国公開会社会計監査委員会 (PCAOB) 及び国際会計士連盟の国際監査・保証基準審議会 (IAASB) では、年次報告書に含まれる財務諸表以外のその他の情報に関

¹ <http://www.sec.gov/about/sec-strategic-plan-2014-2018-draft.pdf>

² <http://www.sec.gov/News/Speech/Detail/Speech/1370539878806>

する監査人の責任について、監査報告書で明確化する動きがある。

研究会にてご意見をいただきたいこと:

1. 上記、現在進行中の開示をめぐる動向以外に、注目すべき動きはあるか。
2. その他、開示全般に関する動向に関連して、今後継続して検討すべき点があればご意見をいただきたい。

以上

シンセン証券取引所(中国)業績予想開示様式

当資料は、一橋大学円谷研究室にて中国語の原文を日本語に翻訳したものであり、網羅性及び正確性についての責任を負いかねます。

公表するフォーマットは以下のようである。

証券コード:

証券名:

公表番号:

XXXXXX 株式会社業績予想報告

本社及び取締役会全員(または取締役xxx、xxx以外の取締役全員)は真実で、正確かつ完全な情報内容の公表を保証し、虚偽な記載、誤解される内容または重大な脱落がないことを保証する。

(保証できない取締役はその理由を明記すべきである)

一、本決算期業績状況の予想

1. 業績予想期間:

200__年1月1日～200__年12月31日(年度業績予想の場合に適用する)

200__年1月1日～200__年6月30日(中期業績予想の場合に適用する)

200__年1月1日～200__年9月30日(第三四半期業績予想の場合に適用する。200__年7月1日～200__年9月30日の期間内の業績変動状況を同時に公表すべきである)

2. 業績予想状況:

赤字(赤字を予想する場合:赤字の金額の予想値を説明すべきである。金額の予想が困難である場合、赤字の程度について説明すべきである。)

赤字から黒字になる(赤字から黒字になる場合:黒字の金額の予想値を説明すべきである。金額の予想が困難である場合、黒字の状況について説明すべきである。)

前年度同期より大幅に上昇する(前年度同期より大幅に上昇すると予想する場合:50%の整数倍を単位として、上昇の比例と変動区間を説明すべきである。)

前年度同期より大幅に下落する(前年度同期より大幅に下落すると予想する場合:50%の整数倍を単位として、下落の比例と変動区間を説明すべきである。)

3. 業績予想が公認会計士により、監査されたかどうか: そうである そうではない

監査された場合:監査する会計事務所を説明し、業績予想において、企業と会計事務所との見解の分岐があれば、説明すべきである。

二、前年度同期の業績
1. 純利益： 2. 一株当たり純利益：
三、業績変動理由の説明
取締役会が業績の大幅な変動が発生することまたは赤字が出ること、赤字から黒字になることの理由を説明する。
四、その他の説明

XXXXXX株式会社取締役会

XXXX 年 XX 月 XX 日

第6回企業開示制度の国際動向等に関する研究会 ドイツにおける非財務情報の監査手続き

1. 背景

欧州では、EU加盟国に対してEU会計指令に基づきマネジメント・レポートの作成（年度及び上期）及び監査が義務付けられている。

日本では、有価証券報告書の「経理の状況」に掲げられている連結財務諸表等は監査対象であるが、その他の情報については連結財務諸表との整合性を監査人が確認するのみであり、その他の情報そのものが監査対象ではない。その他の情報（非財務情報）に含まれる経営者による将来の予測数値や記述式の開示内容についてどのようにアシュアランスを付すのか、監査可能性を疑問視する声も聞かれる。

2. 目的

マネジメント・レポートの監査が要求されている欧州で実際にどのような監査手続きを実施しているのか、ドイツの監査手続き書を例にその概要を把握する。

3. ドイツにおける非財務情報の監査手続きの概要

ドイツでは、商法（HGB）においてマネジメント・レポート（以下、状況報告書）の監査が要求されているが、具体的手続きは、ドイツ会計士協会（IDW: Institut der Wirtschaftsprüfer in Deutschland e.V.）がガイダンスを示している。以下は、その概要である。

(1) 過去志向—状況報告書監査

状況報告書に含まれる現状と事業の発展については、以下の側面について検討する。

- ① グローバルな環境の分析—経済、法的・政治的、科学技術、環境関連
- ② 事業環境の分析—産業の発展、販売及び仕入市場の状況、競合関係
- ③ 企業の成功要因の分析—製品力、製品の範囲、調達と販売方針、企業の戦略的方向性、合理化の可能性、ファイナンス戦略
- ④ 企業内部組織及び意思決定の分析—ここでは、ドイツ株式法（AktG）の§ 91第2項に従って評価した結果が使用される。なお、この手続きは上場会社には必須となっている。

- ⑤ 関連当事者との関係及び取引の分析—監査人は、業績分析及び業界内の KPI との比較分析の実施が要求される。

商法上の大規模会社（HGB § 267第3項）又はコンツェルン（HGB § 289第3項及び § 315第1項 4）については、非財務業績指標についても分析をしなければならない。

商法では、経営者は、会計プロセスに対する内部統制及び内部リスク管理システムの主な概要を説明しなければならない（HGB § 289第5項及び § 264d）。状況報告書の一部となるこの説明に対して、監査人は、経営者の説明が適切な見解であり、実際の状況及び財務諸表監査の過程から得られた情報と整合しているかどうかを評価する。

これらの情報は、年度監査の一部としても重要であり、組織の特徴、企業の仕入業者・顧客・投資家との関係、一般的な評判などの情報が含まれる。また、内部情報よりも外部の信頼できる情報源から得られた情報を経営者が利用している方が、信頼性が高い。さらに、監査人は、状況報告書の記述表現についても留意する。事実を記載していたとしても、何が重要（essential）で何がそれほどでもないか等に関して不適切なバランスになっていないか、リスクを十分に説明しないでチャンスだけを説明していないか、読み手に誤解のないような記載となっていることを監査人が評価する。

(2) 将来見通しに係る状況報告書監査

監査人は、監査の過程で得た情報に基づき、将来情報の妥当性を評価する。まず、監査人は、報告書に記載された事項の情報ソースとなる企業の内部計画システムの信頼性と機能を検討する。さらに、経営者の見通しや評価が、実際の状況に基づいているかどうか（例：現実的な見通しかどうか）を検査する。見通しの信頼性については、過去の見通しと実績の差異等を参照しなければならない。さらに、見通しの前提や仮定の完全性及び予見性等を検査しなければならない。

状況報告書における見通しは、企業内部の期待（expectations）に基づくものであってはならない。見通しの主要な前提がすべての可能性を考慮していない場合は、経済的状況が適切に示されるように、年次報告書において、代替的な前提及びその影響を開示しなければならない。さらに、監査人は、特定の事項の見通しに使用されている予測モデル（例：趨勢による見通しは相対的に因果関係が一貫している場合で主要変数が変動しない場合にのみ利用可能かもしれない）の妥当性を検証しなければならない。

判断に関する宣誓に関して、監査人は、意図的に現実を見誤らせる可能性が用語の選択や表示によって中和されているかどうかを評価しなければならない。

4. 日本の実務との比較

日本においては、会社法に基づく事業報告及び事業報告関連の附属明細書は会計監査人による監査対象ではない。また、有価証券報告書の内、「経理の状況」に掲げられた連結財務諸表等以外の情報は、連結財務諸表等との整合性を監査人が確認することになっている。この確認手続きとして、ドイツの状況報告書監査と類似した手続きが取られていると考えられるが、その深度については、実務での多様性があると思われる。

日本において、仮に、今後、監査対象を非財務情報まで拡大する可能性があるとするれば、ドイツの実務は参考になるだろう。

以上

【参考】未定稿

<お断り>

以下のドイツ語からの英訳（仮訳）は、研究会事務局が研究会で検討するための参考資料として作成したものであり、仮訳作成の過程で生じたかもしれない誤訳等についての責任を負いかねますのでその旨ご了承願います。

<英訳（仮訳）>

1. Past -oriented audit of the management report:

In assessing the situation and the business development the following aspects should be considered especially:

- Analysis of the global environment: Analysis of the economic, the legal and political , scientific technical as well as the ecological environment within the corporate activity
- Analysis of the business environment: Analysis of industry developments, market conditions on sales and procurement markets and the competitive relationships
- Analysis of corporate success factors: Analysis of the power and range of products, the procurement and sales policy , the strategic direction of the company , the rationalization potential , the financing strategy etc.
- Analysis of the internal organization and decision making: Here, on the results of the assessment of the measures according to § 91 para 2 AktG (which is compulsory for listed companies according to § 317 para 4 HGB) may be used.
- Analysis of relationships with related parties and transactions with them. In this context, the auditor also has to analyze business results and key financial performance indicators - especially compared to the industry - allow assessment of certain developments and their causes.

In the sense of assessing the situation and the course of business of a large company § 267 paragraph 3 HGB or a corporation accordance with § 289 paragraph 3 HGB and § 315 paragraph 1 sentence 4 HGB non-financial performance indicators should also be analyzed.

In stock corporations and partnerships limited by shares, within the meaning of an organized market § 2 para take 7 WpÜG (issued shares carrying voting rights claim), the commissioning legal disclosures and notes pursuant to § 289 para 4 and § 315 para 4 shall also be assessed.

According to § 289 paragraph 5 HGB and § 264d HGB management should describe the principal features of the internal control and internal risk management system with regard to the accounting process. As part of the management report, the description in accordance with § 317 section 2 HGB has to be checked to see if it provides a suitable view of the actual conditions in

the company arrangements and is consistent with the findings of our audit .

Additionally those information are part of our annual audit, which are essential to the overall situation of the company.

These processes include, for example, Information about organizational features, the company's relationships with its suppliers, customers and investors, and the company's reputation in the public. As far as this information comes from internal sources that are not immediate an focus of the audit (e.g., staff statistics, planning and budgeting documents, sales statistics, statistics on backlogs etc.), the auditor must gain an impression of whether these sources are credible.

This means, among other things, that appropriate organizational arrangements are made to ensure the reliability of data acquisition and processing. With information from external sources (e.g. industry comparatives and similar) which the management use, the auditor must get the evidence that they have used the correct source. In evaluative statements regarding the business development the auditor should check if the representation in management report gives the true impression even though the factual data is true. (For example: Omitting certain information by incorrect weighting of essential and non-essential information, by highlighting opportunities without adequate mention of these risks or by making misleading contexts).

2. Forward-looking examination of the management report:

For prognostic and evaluative information, the auditor is assessing the information for plausibility and consistency and uses the information he gathered during his audit procedures so far.

The examination of the prognostic information and ratings would imply, first , that the auditor is satisfied with the reliability and functionality of the company's internal planning system , as needed for the derivation of the information given in the report. Furthermore, he should examine whether forecasts and ratings are marked as such and these information's are based on the actual conditions, e.g. whether the forecasts and ratings are realistic. To assess the reliability of forecasts of the company he has to compare the previous situation reports with the actual changes in development.

In addition, it must be examined the prognosis of the underlying assumptions about the future development of main factors which for completeness and plausibility, influencing the economic situation in the light of the actual situation. The forecasts in the management report should not deviate from internal expectations of the company. The expectations must be realistic and reflect the intentions and possibilities of management to carry out certain actions, as appropriate. If the onset of major assumptions is not expected in all probability, it has to be considered whether

alternative considerations and their effects shall be presented in the annual report, so that the economic situation is adequately presented. Finally, it must be examined whether the forecasting model used for the problem is considered to be appropriate and has been handled properly.

Thus, for example, a trend extrapolation is only useful if it can be assumed that the relative constancy of the assumed cause-effect relationship and the significant variables did not change in principle (e.g. the product performance in prediction of sales).

In addition for judgmental statements, it should be assessed if a possible intentional misleading picture of the actual expected conditions is mediated by the presentation and choice of words.

FASB財務会計概念書 公開草案 ***財務報告のための概念フレームワーク***

第8章財務諸表の注記

第6回「企業開示制度の国際動向等に関する研究会」参考資料4-1

(事務局作成資料)

FASB公開草案 財務会計概念書

「第8章 財務諸表の注記」公表の背景

- 2009年7月： FASBのアジェンダに追加される
 - ✓ 財務諸表の開示をより有効かつ調和がとれており重複 (USGAAP、SECルール、その他の規制による要求) の少ないものとする包括的フレームワークを開発するため (開示のボリューム削減が直接的目的ではない)
 - ✓ IITAC (投資家によるFASBにテクニカルな助言をする会議体)、SECの財務報告改善諮問委員会 (提言1.2及び1.3) による要請にこたえる
 - ✓ プロジェクトの対象は、公開企業、非公開企業および非営利団体の財務諸表
- 2012年7月： EFRAGと協力してそれぞれ「意見募集」を公表
 - ✓ FASBは開示フレームワーク・プロジェクトを2つの要素に分けて検討
 - ① FASB (会計基準設定主体) の意思決定プロセス→概念書の改訂
 - ② エンティティ (企業) の意思決定プロセス→会計基準の改訂
- 2014年3月4日： FASBの意思決定プロセスについて公開草案を公表 (コメント期日は2014年7月14日)

FASBの概念書

Concepts Statements (CON) は“Non-authoritative”

CON 8:
Conceptual Framework for Financial Reporting

CON 7:
Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements

CON 6:
Elements of Financial Statements – a replacement of FASB Concepts Statement No. 3 (incorporating an amendment of FASB Concepts Statement No. 2)

CON 5:
Recognition and Measurement in Financial Statements of Business enterprises

CON 4:
Objectives of Financial Reporting by Nonbusiness Organizations

CON 8:

- Ch.1 The Objective of General Purpose Financial Reporting
- Ch.3 Qualitative Characteristics of Useful Financial Information (a replacement of FASB Concepts Statements No. 1 and No. 2)
- [New Ch.8 Notes to Financial Statements](#)

CON 1: (Superseded)
Objectives of financial Reporting by Business Enterprises

CON 2: (Superseded)
Qualitative Characteristics of Accounting Information

CON 3: (Superseded)
Elements of financial Statements of Business enterprises

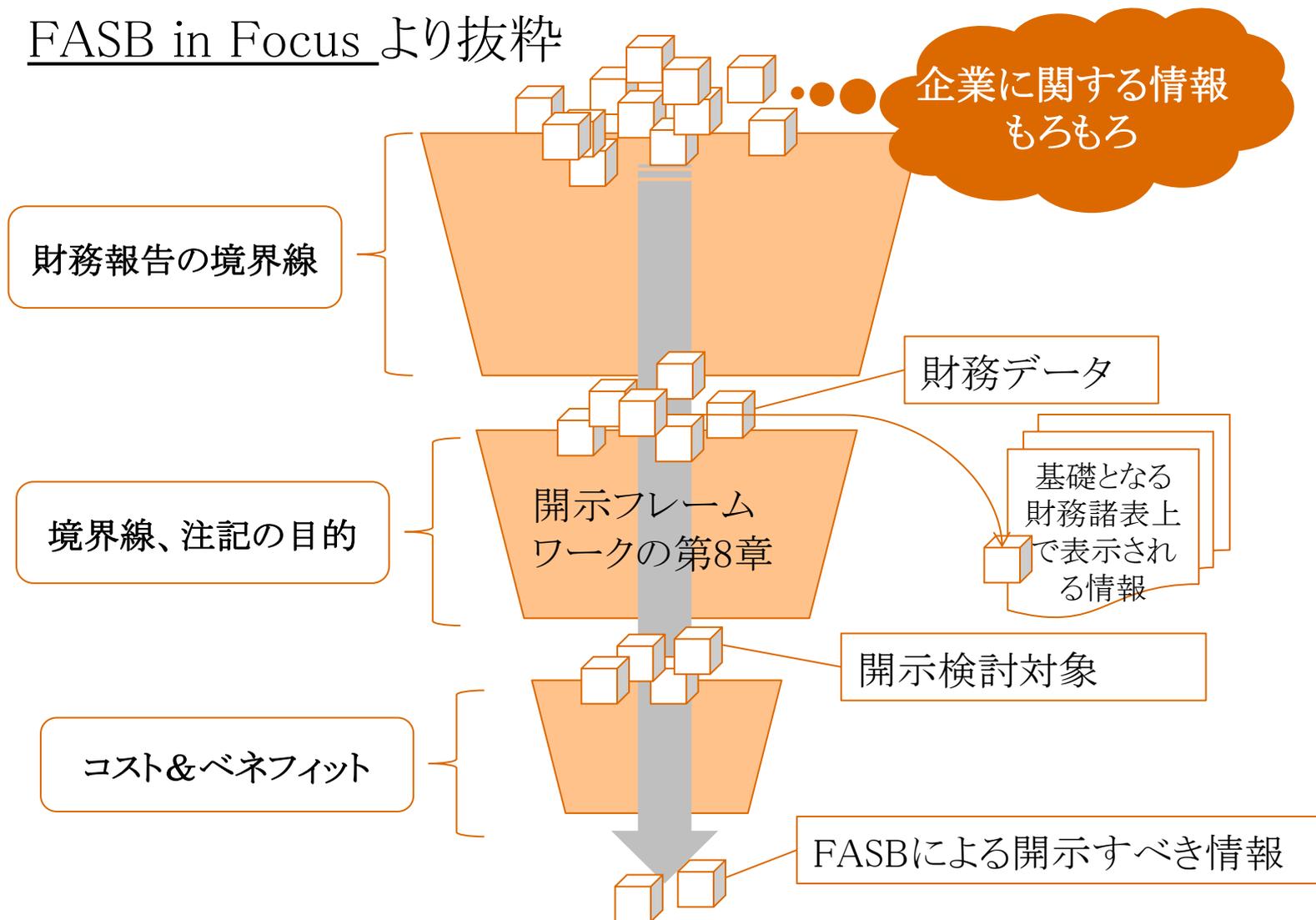
FASB(会計基準を開発)の意思決定プロセス

この章の位置づけ

- 最終化された場合には、「財務報告のための概念フレームワーク」の他の章と同様、FASBが会計基準を開発する際に参照する概念となる
- 特にこの章(第8章)は、財務諸表の注記に含めて開示することが適切かつ利用者にとって目的適合性のある情報を識別するためのフレームワークをFASBに対して提供する
- この章は、まず、特定の会計基準にとって、注記をすることが適切かもしれない広い範囲の情報を識別し、次に、これらの情報の範囲を狭めて、最終的に何を注記とすべきかを判断するような設計になっている。(次ページ図を参照)

FASB (会計基準を開発) の意思決定プロセス

FASB in Focus より抜粋



CON 8 第8章 財務諸表の注記 公開草案の構成

- Introduction はじめに
- Background from Other FASB Concepts Statements その他の概念基準書について
- Types of Information in Notes to Financial Statements 財務諸表の注記に含まれる情報のタイプ
- Limitations on Information in Notes to Financial Statements 注記情報の限界
- Information Content of Notes to Financial Statements 注記情報の内容
- Information about the Reporting Entity 報告企業に関する情報
- Information about Other Past Events and Current conditions and Circumstances That Can Affect an Entity's Cash Flows 企業のキャッシュ・フローに影響を与えうるその他の過去の事象及び現在の状況
- Considerations Specific to Financial Statements for Interim Periods 期中財務諸表特有の検討事項
- Appendix A: Decision Questions to Be Considered in Establishing Disclosure Requirements 開示要求事項を設定する際に検討すべき判断のための質問事項
 - ✓ Introduction はじめに
 - ✓ Information about Line Items 表示項目の情報
 - ✓ Information about Other Past Events and Current Conditions and Circumstances That Can Affect an Entity's Cash Flows 企業のキャッシュ・フローに影響を与えうるその他の過去の事象及び現在の状況
- Appendix B: Basis for Conclusions 結論の根拠

公開草案の内容

主な内容—全般

- 財務諸表の注記に含めることを検討すべき情報は何か？
 - ✓ 注記の目的は何か？
 - ✓ 一般的な限界、注記として開示することが適切な情報の性質 (nature)
- 年度と期中(四半期)財務諸表の注記に差はあるか？
 - ✓ 期中(四半期)財務諸表は年度の財務諸表の一部を構成 (integral parts) するため、また、期中財務報告の会計処理が年度と異なる場合があるため、期中財務諸表の注記では以下の説明をするべき
 - 年度と期中財務諸表における、認識・測定・表示の差異
 - 期中の財政状態及び業績が年度とどのように関係しているか(例: 季節変動性などの影響)
 - 期中の財務諸表は年度の財務諸表一式と同様に完全なものとして設計されていないため、情報量が同レベルである必要性はない前提
 - ✓ これらを踏まえて、年度の財務諸表の注記で要求される情報が、期中財務諸表の注記でも必要かどうか、という概念が示されている。

公開草案の内容

財務諸表の注記に含まれる情報のタイプ

1. 財務諸表上認識された項目 (line items) をさらに説明する情報 (D13, D34~D38)
2. 報告企業 (reporting entity) に関する情報 (D14, D43~D49)
3. 企業の将来キャッシュ・フローに影響するかもしれないその他の過去の事象及び現在の状況に関する情報 (D15, D51~D58)

公開草案の内容

財務諸表の注記に含まれる情報の限界

過度な開示によって、利用者が重要な情報を見逃してしまうかもしれないこと及び利用者の潜在的負担について、会計基準設定主体であるFASBは敏感でなければならない。(D16)

FASBは、以下を考慮すべき(D17)：

- ① 大多数のリソース提供者にとって目的適合性 (relevance) のある情報のみを提供 (D18)
- ② 情報を提供するためのコストと便益 (The cost constraint) (D19~D21)
- ③ 一定の将来見通し (Forward-looking) 情報の開示が企業のキャッシュ・フロー予測にマイナスの影響を与える状況は避ける (Future-Oriented Information) (D22~D31)

公開草案の内容

将来キャッシュ・フローの見積り・予想の開示

- 将来予測 (Forward-looking) 情報は財務諸表の注記に含めるべきではないという多くの (significant) フィードバックがFASB・スタッフは受け取った
- 一般的に、将来予測 (forecasts)、予想 (predictions)、期待値 (expectations) は、財務諸表の注記に含めるべきではない
- しかし、貸借対照表上認識された数値や注記における測定値には、将来に対する期待値や仮定に基づく数値がある。そのような場合には、これらの数値のインプットとなる期待値や仮定を開示することが適切かもしれない。

公開草案の内容

財務諸表の注記に含まれる情報の限界

将来志向情報(Future-Oriented Information)は開示不要

- 不確実でマネジメントのコントロールが及ばない事象
- SECのセーフハーバー・ルールは非財務情報に対してのみ適用(監査される財務諸表には適用されない)
- 財務報告の目的は報告企業のマネジメントに対して企業の将来キャッシュ・フローの見通しに関する評価を要求するのではなく、投資家や債権者が独自の評価をすることを助ける情報を提供すること

しかし、少なくとも以下の3つの将来志向情報は開示することを検討する

- 財務諸表上で認識された項目の測定値のインプットとなる見積り(estimates)及び前提(assumptions) (D27) — 忠実な描写(faithful representation) (例:公正価値測定)
- マネジメントがコントロールできる実在する計画及び戦略(D28)
- 現状が将来変化することにより特定の項目(line items)または企業全体に与える影響

公開草案の内容

どのように開示対象情報を絞り込むか？

- 公開草案の提案では、絞り込みの方法を特定していない。個別の基準開発において検討すべきであるため
- 特定の情報を開示することによるコストとベネフィットを評価する

概念基準書第8号 第8章 公開草案における質問項目

- 質問1: 従業員給付制度の財務諸表は、この概念フレームワークの当該章の対象範囲から除外してよいか？
- 質問2: 非営利団体に関連するこの章の概念は、これらの団体へのリソース提供者(訳注: 寄付金の提供者など)の情報ニーズに対処することでよいか？
- 質問3: この章の概念は、企業に対するリソース提供者の意思決定を助けるために、財務諸表の注記として開示することが適切な情報が網羅されているか？ 追加・削除すべき項目はあるか？
- 質問4: ある情報が注記の目的と整合しているとしても、FASBが財務諸表の注記として要求することが適切ではない情報を識別するための追加的な概念はあるか？
- 質問5: 付録Aにおける意思決定のための質問項目は、FASBが基準開発時に各表示項目(line items)及びその他の過去及び現在の事象及び状況に関連する情報(これらの情報はリソース提供者の意思決定を助ける)を注記することを要求するかどうかを検討するために適切な情報を識別するか？

概念基準書第8号 第8章 公開草案における質問項目

- 質問6: D43からD50は、FASBが基準開発時に報告企業に関する情報の注記を検討する際に適切な情報を識別しているか？
- 質問7: 将来志向情報(D22からD31)に関連する概念は、結果として、注記として適切な開示となるか？ もし、適切な開示とならない場合、注記での開示の検討に、どのようなタイプの情報を含める(あるいは除外する)べきか？
- 質問8: この章の概念は、注記として適切な情報タイプと、その他のコミュニケーションとしてマネジメントが分析することが適切な情報タイプを的確に区別しているか？
- 質問9: 期中報告期間の開示要求事項に関する概念(D60からD71)は適切か？ もし、そうでない場合、追加又は削除すべき概念はあるか？
- 質問10: ある取引・事象又は表示項目の開示ガイダンスが米国基準で存在しない場合、企業は、この章の強制力のない(nonauthoritative)ガイダンスをどのように検討するか？

もうひとつの要素—エンティティ(企業)の意思決定プロセス 現在の状況

- FASBスタッフがフィールド・スタディ(公開企業、非公開企業および非営利団体が財務諸表の注記で何を開示するかをそれぞれの裁量によって決定できるかどうかのテスト)の結果を取りまとめ中
- 開示フレームワークの意見募集に対する関係者からのコメント分析と上記フィールド・スタディの結果を検討する予定

<補足>

「エンティティの意思決定プロセス」では、財務諸表作成者が、どの情報がどのような状況下であれば開示をすることに目的適合性があるか(relevant)、に関するガイダンスを提供することを意図している。

FASB開示フレームワーク・プロジェクト 次のステップ

- FASB公開草案 財務報告のための概念フレームワーク
「第8章 財務諸表の注記」に対するコメント期日は2014年7月14日

当資料は、米国財務会計基準審議会(FASB)がウェブサイト上で公表しているプレス・リリース、FASB In Focus、FASB Q&A 等を参考にしています。必ず公開草案等の原文と合わせてお読みください。公開草案等は、以下のリンク先から入手できます。

http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FNewsPage&cid=1176163869073